

西郷村告示第 1 7 0 号

令和 6 年第 3 回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 2 8 日

西 郷 村 長 高 橋 廣 志

記

1 . 期 日 令和 6 年 9 月 4 日

2 . 場 所 西 郷 村 議 会 議 場

応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（１６名）

１ 番 小 澤 佑 太 君	２ 番 須 藤 正 樹 君	３ 番 山 崎 昇 君
４ 番 鈴 木 昭 司 君	５ 番 大 竹 憂 子 君	６ 番 鈴 木 修 君
７ 番 君 島 栄 一 君	８ 番 鈴 木 武 男 君	９ 番 河 西 美 次 君
１ ０ 番 真 船 正 康 君	１ １ 番 鈴 木 勝 久 君	１ ２ 番 藤 田 節 夫 君
１ ３ 番 上 田 秀 人 君	１ ４ 番 大 石 雪 雄 君	１ ５ 番 矢 吹 利 夫 君
１ ６ 番 真 船 正 晃 君		

・ 不応招議員（なし）

令和 6 年第 3 回西郷村議会定例会

議事日程（1 号）

令和 6 年 9 月 4 日（水曜日）午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 48 号 西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 49 号 西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 50 号 西郷村営住宅等条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 51 号 西郷村定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 52 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 53 号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 54 号 令和 5 年度西郷村歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 55 号 令和 5 年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 11 議案第 56 号 令和 6 年度西郷村一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 57 号 令和 6 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 58 号 令和 6 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 59 号 令和 6 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 報告第 4 号 令和 5 年度西郷村財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 16 報告第 5 号 令和 5 年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について
- 日程第 17 報告第 6 号 一般財団法人西郷村農業公社経営状況報告について
- 日程第 18 白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告

・出席議員（１６名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島 栄一君	８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君
１０番 真船 正康君	１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君
１３番 上田 秀人君	１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君
１６番 真船 正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	仁平 隆太君
参 事 兼 総 務 課 長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	木村 三義君
税 務 課 長	須藤 隆士君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	高野 則子君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	添田 真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須 賢博君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木 弘嗣君	代表監査委員	熊谷 光明君

・本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議会事務局 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	金 田 百 合 子		

◎開会と開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回西郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正晃君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

去る8月9日に開催されました令和6年度西白河地方町村議会議員研修会におきまして、15番矢吹利夫君が町村議会議員22年以上在職の功労者として表彰されましたので、皆様にご報告を申し上げますとともに、これより表彰状の伝達を行います。

15番矢吹利夫君、どうぞ前のほうへお進みください。

（表彰状伝達）

○議長（真船正晃君） 受賞、誠におめでとうございます。

次に、先月までの議長行動表、監査結果報告書、入札結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告書、令和6年第2回西郷村議会定例会会議録、令和6年第3回西郷村議会定例会一般質問通告表をそれぞれお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、郵送による陳情書の提出が1件ありましたので、閲覧に供することといたします。閲覧を希望する方は、議会事務局まで申し出るようお願いいたします。

なお、郵送で提出されました陳情等の閲覧の一覧をお手元に配付しておりますのでご確認ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため、執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長、代表監査委員及び各担当課長が出席しております。

それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（真船正晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に1番小澤佑太君、2番須藤正樹君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、9月2日に開催されました議会運営委員会に諮問した結果、お手元に配付いたしました日程表のとおり答申がありました。

おはかりいたします。

本定例会は、本日より9月13日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より９月１３日までの１０日間と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第４８号～報告第６号）

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第３、議案第４８号より日程第１７、報告第６号までの議案１２件、報告３件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おはようございます。

本日提案いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

提出議案は、議案第４８号「西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」ほか、条例の一部改正３件、規約の変更２件、令和５年度西郷村歳入歳出決算の認定１件、令和５年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定１件、令和６年度西郷村一般会計及び特別会計の補正予算４件の計１２議案と報告３件でございます。

議案第４８号「西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」ですが、厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第４９号「西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例」ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第５０号「西郷村営住宅等条例の一部を改正する条例」ですが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第５１号「西郷村定住促進住宅条例の一部を改正する条例」ですが、令和６年１０月から児童手当の支給対象年齢が１８歳までに拡充されることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第５２号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第２９１条の３第１項の関係地方公共団体の協議について、同法第２９１条の１１の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第５３号「白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について」ですが、令和６年４月１日より森林環境税の賦課徴収が開始されたが、同税は現行の白河地方広域市町村圏整備組合規約では徴収することができないため、地方自治法第２８６条第１項の関係地方公共団体の協議について、同法第２９０条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第５４号「令和５年度西郷村歳入歳出決算の認定について」ですが、地方自治法第２３３条第３項及び同法第２４１条第５項の規定により、令和５年

度西郷村一般会計のほか4特別会計の各歳入歳出決算及び基金の運用状況について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

次に、議案第55号「令和5年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和5年度西郷村水道事業会計、西郷村工業用水道事業会計及び西郷村下水道事業会計決算に伴う剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき令和5年度西郷村水道事業会計、西郷村工業用水道事業会計及び西郷村下水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会に認定に付するものであります。

続きまして、議案第56号「令和6年度西郷村一般会計補正予算（第2号）」につきましてご説明申し上げます。

令和6年度西郷村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,400万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億2,000万円とするものであります。今回の補正予算につきましては、待機児童解消を図ることを目的に、年度途中からの乳幼児受入れのため、年度当初からの必要保育士等を配置した場合及び3歳未満児の国が定める配置基準を超えての保育士を配置した場合の加配分等に対する補助を行う保育士加配等支援事業や、村内の小学校6年生が自然に親しみ、学校間交流をすることで相互のふれあいを通じ、豊かな人間性を育むことを目的にした合同自然体験交流会事業など、各施策に必要な予算を計上しております。

次に、議案第57号から議案第59号までの特別会計の補正予算につきましても、それぞれの事業目的達成のため所要の改正を行うものであります。

次に、報告第4号「令和5年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」及び報告第5号「令和5年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について」であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

次に、報告第6号「一般財団法人西郷村農業公社経営状況報告について」であります。一般財団法人西郷村農業公社の経営状況について、一般財団法人西郷村農業公社理事長から報告があったため、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

以上、本日提案いたしました議案の概要についてご説明させていただきましたが、細部につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第48号に対する細部説明を求めます。

福祉課長。

（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第49号に対する細部説明を求めます。

住民生活課長。

(住民生活課長、議案書により細部説明)

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第50号及び議案第51号に対する細部説明を求めます。

建設課長。

(建設課長、議案書により細部説明)

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第52号に対する細部説明を求めます。

住民生活課長。

(住民生活課長、議案書により細部説明)

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第53号に対する細部説明を求めます。

総務課長。

(総務課長、議案書により細部説明)

◎決算総括説明及び企業会計決算説明

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第54号に対する細部説明を求めます。

会計管理者兼会計室長。

○会計管理者兼会計室長（仁平隆太君） それでは、議案第54号「令和5年度西郷村歳入歳出決算の認定について」の細部説明を申し上げます。

資料No. 3の令和5年度歳入歳出決算書の1ページ、2ページ、一般会計、特別会計歳入歳出決算総括表をご覧ください。

はじめに、一般会計ですが、最終的な予算現額は141億6,280万円で、歳入におきましては、調定額が144億2,110万8,058円、収入済額が142億4,550万5,433円、不納欠損額が1,308万5,283円で、歳出の支出済額は134億8,214万6,786円となり、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出決算差引残額は7億6,335万8,647円となりました。

次に、墓地特別会計ですが、最終的な予算現額は150万円で、歳入の調定額が150万9円、収入済額も同額で、歳出の支出済額は150万円となり、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出決算残額は9円となりました。

次に、国民健康保険特別会計ですが、最終的な予算現額は18億1,849万円で、歳入におきましては、調定額が19億293万6,152円、収入済額が18億3,071万8,120円、不納欠損額が440万5,395円で、歳出の支出済額は17億7,715万5,493円となり、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出決算残額は5,356万2,627円となりました。

次に、介護保険事業特別会計ですが、最終的な予算現額は14億3,915万1,000円で、歳入におきましては、調定額が14億3,416万3,433円、収入済額が14億2,913万6,926円、不納欠損額が119万6,912円で、歳出の支出済額は13億8,940万9,748円となり、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出決算残額は3,972万7,178円となりました。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、最終的な予算現額は1億9,871万3,000円で、歳入におきましては調定額が1億9,865万7,369円、収入済

額が１億９,６８１万５,２６９円、不納欠損額は１５万７,８００円で、歳出の支出済額は１億９,４８１万２,０４２円となり、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出決算残額は２００万３,２２７円となりました。

以上の決算の内容につきましては、決算書の３ページから１４ページまでをご参照くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、決算書の１５ページ以降をご覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、こちらは千円単位の記載となっておりますのでよろしくお願い致します。

まず、一般会計ですが、歳入歳出差引額７億６,３３５万８,０００円から繰越明許費繰越額８,２６４万６,０００円を差し引いた実質収支額６億８,０７１万２,０００円を歳計剰余金として令和６年度へ繰越しております。

次に、墓地特別会計ですが、こちら１,０００円単位のため、歳入歳出差引額及び実質収支額ともゼロの表記となっておりますが、実質は９円ございますので、９円を歳計剰余金として令和６年度へ繰越しをしております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、予算繰越はございませんので、歳入歳出差引額の５,３５６万３,０００円と同額を歳計剰余金として令和６年度へ繰越しをしております。

次に、介護保険事業特別会計ですが、こちら予算繰越はございませんので、歳入歳出差引額３,９７２万７,０００円と同額を歳計剰余金として令和６年度へ繰越しをしております。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、こちら予算繰り越しはございませんので、歳入歳出差引額２００万３,０００円と同額を歳計剰余金として令和６年度へ繰越しをしております。

以上で、議案第５４号の細部説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第５５号に対する細部説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） 議案第５５号につきまして、細部説明を申し上げます。

議案書の８ページをお開きください。

令和５年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第３０条第４項の規定により、各公営企業会計の決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

説明につきましては、定例会資料ナンバー６、令和５年度西郷村公営企業会計決算書によりご説明をさせていただきます。

決算書の４ページ、５ページをお開きください。

はじめに、水道事業会計となります。

収益的収支の決算額につきましては、収入額が税込み３億７,３７２万１,２１４円

であるのに対し、支出額は税込み3億2,320万4,228円となり、前年度と比較しまして、収入は1,542万3,723円、4.3%の増、支出は1,493万7,391円、4.4%の減となっております。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的収支の決算額につきましては、収入はなく、支出額は税込み3億3,867万3,011円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、7ページ下段に記載の過年度分損益勘定留保資金等により財源を補填しております。

なお、令和5年度事業報告並びに収益的収支及び資本的収支の科目別明細につきましては、本決算書の21ページから40ページに掲載しております。ご参照くださいますようお願いいたします。

11ページをお開きください。

損益計算書となります。

令和5年度の総収益から総費用を差し引いた下から4行目の金額1,808万9,129円が、当年度純利益となります。この純利益にその他未処分利益剰余金変動額を加えた1億358万9,129円が、当年度未処分利益剰余金となります。

12、13ページをお開きください。

上の表が剰余金計算書となり、中段に記載の処分後残高が、昨年度、議会の議決をいただき、処分した後の残額となります。

1段下の当年度変動額は、資本金及び資本剰余金については、当年度末残高に変動はなく、利益剰余金については、当年度純利益のほか、減債積立金、建設改良積立金の取崩しにより当年度末残高が変動し、当年度未処分利益剰余金は1億358万9,129円となります。この未処分利益剰余金については、下の表、剰余金処分計算書（案）において、8,550万円を資本金への組入れ、800万8,780円を企業債の償還に充てるため減債積立金へ、1,008万349円を建設改良費へ積み立てる処分案について、議会の議決を求めるものでございます。

44、45ページをお開きください。

工業用水道事業会計となります。

収益的収支の決算額につきましては、収入額が税込み3億5,689万3,904円であるのに対し、支出額は税込み2億2,772万2,088円となり、前年度と比較しまして、収入は7,039万4,707円、24.6%の増、支出は3,683万9,756円、13.9%の減となっております。

46、47ページをお開きください。

資本的収支の決算額につきましては、収入額が2億6,986万4,418円であるのに対し、支出額は税込み6億4,006万9,651円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、47ページ下段に記載の過年度分損益勘定留保資金等により財源を補填しております。

なお、令和5年度事業報告並びに収益的収支及び資本的収支の科目別明細につま

しては、本決算書の５９ページから７９ページに掲載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

５１ページをお開きください。

損益計算書となります。

令和５年度の総収益から総費用を差し引いた下から４行目の金額の７,３２７万１,８２６円が当年度純利益となります。この純利益にその他未処分利益剰余金変動額を加えた３億３,８２７万１,８２６円が、当年度未処分利益剰余金となります。

５２、５３ページをお開きください。

上の表が剰余金計算書となり、中段に記載の処分後残高が、昨年度、議会の議決をいただき、処分した後の残高となります。

１段下の当年度変動額については、資本金については、企業債元金償還金の組入れにより、当年度末残高が変動しております。また、資本剰余金については、当年度末残高に変動はなく、利益剰余金については、当年度純利益のほか、減債積立金、建設改良積立金の取崩しにより当年度末残高が変動し、当年度未処分利益剰余金は３億３,８２７万１,８２６円となります。この未処分利益剰余金については、下の表、剰余金処分計算書（案）において、２億６,５００万円を資本金への組入れ、４６４万４,７１０円を企業債償還に充てるため減債積立金へ、７,０００万円を建設改良積立金へ積み立てる処分案について、議会の議決を求めるものでございます。

８２、８３ページをお開きください。

下水道事業会計となります。

収益的収支の決算額につきましては、収入額が税込み９億３,３２３万１,４４６円であるのに対し、８４ページ、８５ページの支出額は税込み６億９,５６８万９０８円となり、前年度と比較しまして、収入は２,９８２万５,１３１円、３.１％の減、支出は３４１万６,００１円、０.４９％の減となっております。

８６ページ、８７ページをお開きください。

資本的収支の決算額につきましては、収入額が税込み４,８９６万５,２００円であるのに対し、８８ページ、８９ページの支出額は税込み４億２,３５１万１,８９５円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、８９ページ下段に記載の当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等により財源を補填しております。

なお、令和５年度事業報告並びに収益的収支及び資本的収支の科目別明細につきましては、本決算書の１０３ページから１２８ページに掲載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

９３ページをお開きください。

損益計算書となります。

令和５年度の総収益から総費用を差し引いた下から４行目の金額の２億３,６１８万６,１６４円が、当年度純利益となります。この純利益に前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた６億４４８万１,６１６円が、当

年度未処分利益剰余金となります。

94、95ページをお開きください。

上の表が、剰余金計算書となり、中段に記載の処分後残高が、昨年度、議会の議決をいただき、処分した後の残高となります。

1段下の当年度変動額は、資本金については当年度末残高に変動はなく、資本剰余金については、企業債元金償還分の受入れにより当年度末残高が変動しております。また、利益剰余金については、当年度純利益のほか減債積立金を未処分利益剰余金への振替えにより当年度末残高が変動し、当年度未処分利益剰余金は6億448万1,616円となります。この未処分利益剰余金については、下の表、剰余金処分計算書（案）において、2億4,999万996円を資本金への組入れ、2億1,446万8,457円を当年度企業債元金の償還に充てるため未処分利益剰余金へ、また、処分後残高1億4,002万2,163円については繰越利益剰余金として翌年度に繰り越す処分案について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第55号の細部説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎決算審査の結果報告及び例月出納検査結果報告

○議長（真船正晃君） 続いて、代表監査委員より、決算審査及び例月出納検査結果報告を求めます。

代表監査委員、熊谷光明君。

○代表監査委員（熊谷光明君） 代表監査委員の熊谷光明です。

村長より審査に付されました令和5年度各会計決算の審査結果につきましてご報告申し上げます。

審査は、7月3日から7月26日の期間のうち5日間にわたり、地方自治法第233条第2項、同第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項、地方公共団体の健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定に従いまして、西郷村一般会計、特別会計及び公営企業会計、合計8会計の歳入歳出決算書並びに関係帳簿、証書類、財産に関する事項を記載した書類等を全16課の担当課ヒアリングを行い、審査いたしました。

審査の結果につきましては、各会計の歳入歳出決算に対する意見書、財政健全化審査意見書、西郷村公営企業資金不足比率審査意見書を8月23日付で村長に提出したところであります。

なお、詳細につきましては、今定例会の議案書の中に、一般会計及び特別会計分をNo.5、公営企業分をNo.7として審査意見書の写しを配付いたしましたので、そちらをご覧くださいと思います。

以上をもちまして、決算審査の報告とさせていただきます。

続きまして、例月出納検査の結果をご報告申し上げます。

令和6年5月期から7月期までの3か月分の例月出納検査の結果につきましては、お手元に配付した内容となっておりますので、ここにご報告いたします。

以上、監査結果報告を終わります。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 細部説明の途中ではありますが、午前１１時２０分まで休憩いたします。

（午前１０時５６分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前１１時２０分）

◎議案内容の細部説明

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き細部説明を続行いたします。

議案第５６号に対する細部説明を求めます。

財政課長。

（財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第５７号に対する細部説明を求めます。

住民生活課長。

（住民生活課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第５８号に対する細部説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第５９号に対する細部説明を求めます。

住民生活課長。

（住民生活課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、報告第４号に対する細部説明を求めます。

財政課長。

（財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、報告第５号に対する細部説明を求めます。

上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、報告第６号に対する細部説明を求めます。

産業振興課長。

（産業振興課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 以上で細部説明が終わりました。

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告

○議長（真船正晃君） 次に、日程第１８、白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告です。

このことについて、当該組合議会の議員である１５番矢吹利夫君の報告を求めます。

１５番矢吹利夫君。

○１５番（矢吹利夫君） １５番矢吹です。

令和6年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が、先月8月8日午前10時から組合議場で開催されました。定例会議案1件に関しては、審議の結果、原案可決・認定されましたことを報告いたします。

なお、議案の結果に関してはお手元に配付しましたのでご確認ください。

また、定例会資料は閲覧できるように議会事務局に置いてありますので、なおご確認をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君からの報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月9日は一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時41分）